



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2022年1月改訂版

保険医のための

# 災害対策必携

A4判 50ページ(フルカラー) 会員価格 1,200円 (定価 1,500円) ※税・送料込み

いつ、何が起こるかわからない、災害対策のための必携書！  
発災時から復興・保険請求に至るまで防災対策の決定版!!

- 自然災害は、医療機関にも多大な影響を及ぼしますが、日常的な対策をとることによって被害を最小限にとどめることは可能です。また、被災から復旧に向けた諸制度を把握しておくことにより、医療提供体制の復旧を早めることができます。
- 本書では、災害への備えはもちろん、医療機能の復興に向けた取り組み、や災害時の診療報酬の請求方法、復興に向けた補助金や貸付金、消防計画や防災マニュアルのひな形などをご用意していますので、ぜひご活用ください。



一般社団法人茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

## ◇ 主な内容 ◇

- 第1節 防災・減災対策(日常的な備え)
- 第2節 地震発生時の対応
- 第3節 医療機能の  
復旧・復興に向けた取組の一例
- 第4節 被災者の  
保険証、医療費免除等の取り扱い
- 第5節 災害時の診療報酬等の請求方法
- 第6節 復旧・復興に向けた  
補助金及び貸付、税制上の特例等
- 第7節 消防計画  
及び防災マニュアル(ひな形)
- 参 考 無床診療所用・地震防災チャート

## 注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数【 \_\_\_\_\_ 冊】× 価格【 1,200円(会員価格) or 1,500円(定価) 】 = 合計【 \_\_\_\_\_ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

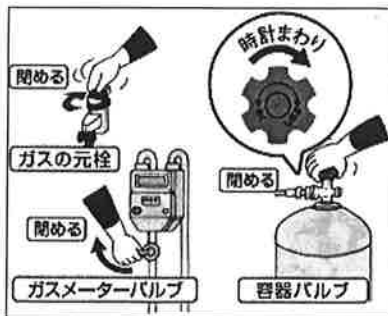
第2節 地震発生時の対応

(1) 身の安全の確保

地震発生時は、患者さんとご自身の身の安全を守ることを第一とします。  
 なお、海岸や海岸に続く河川付近では津波に注意をする必要があります。

(2) 防火措置

- ① 出火の有無を確認し、出火があれば身の安全を確保しながら消火活動を行います。
- ② 火気を使用する設備・器具の間近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止を行います。各火元責任者は地震の被害による危険や余震に留意して、その状況を確認します。
- ③ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行います。
- ④ 各設備・器具の再使用時は、安全を確認してください。



(3) 避難

- ① 地震直後は、地震や余震によるガラスやタイルの破損、落下等の危険があります。躯体に損傷がなければ建物から出ない方がよい場合もあります。一方、建物が大きく損傷している場合などでは直ちに退去した方がよい場合もあります。
- ② 避難する場合は、丈夫な靴にはきかえ、ヘルメット又は防災頭巾をかぶり、軍手などをして、落下物に十分気をつけて退去してください。
- ③ 可能な限り電源遮断を行ってください。
- ④ 患者さんがいらっしゃる場合は、患者さんの避難誘導を優先します。トイレも確認します。
- ⑤ 行政から避難指示が出た場合は、指示に従って避難してください。また、行政から避難勧告が出された場合は、避難準備を行ってください。
- ⑥ 行政からの避難指示や勧告の有無にかかわらず、異常がある場合は避難してください。



・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

【参考】 レセプト請求の例（支払い猶予対象で、記号番号の確認が取れなかった場合）  
 ※記号番号の確認が取れた場合は、上部の「不詳」記載は不要。  
 また、免除の場合は、一部負担金欄の「免除」をマルで囲む。

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添（→P26参照）の事項を参考として記載すること。）